

令和8年度・9年度 後期高齢者医療制度の保険料率が変わります
～制度を将来へつなぐための改定にご理解をお願いします～


後期高齢者医療制度の保険料率については、法律に基づき、2年に1度見直しを行います。今後の被保険者数や医療給付費が増加する見込みであるほか、国の制度改正の影響を踏まえ、保険料率が改定されました。また、令和8年度から「子ども・子育て支援金制度」が開始され、【子ども・子育て支援金】を医療保険料と合わせて納めていただきます。

令和8・9年度の保険料率 医療分

保険料率	令和8・9年度(A)	令和6・7年度(B)	比較(A-B)
均等割額	61,000円	56,400円	4,600円 増
所得割率	10.81%	11.60%	0.79% 減
賦課限度額(上限額)	850,000円	800,000円	50,000円 増

令和8年度の保険料率 子ども・子育て支援分

保険料率	令和8年度(新設)	※子ども・子育て支援金の料率については、令和10年度まで毎年改定されます。
均等割額	1,290円	
所得割率	0.26%	
賦課限度額(上限額)	21,000円	

詳しくはこちら ▶ 沖縄県後期高齢者医療広域連合HP 

保険料の決まり方

A + B
一人当たりの保険料(年額)
※賦課限度額871,000円

A/医療分
均等割額61,000円 + 所得割額(基礎控除後の総所得金額)×10.81%

B/子ども・子育て支援分
均等割額1,290円 + 所得割額(基礎控除後の総所得金額)×0.26%


所得が低い方に対する『均等割額』の軽減について ※世帯主と被保険者の所得水準

世帯主と被保険者の総所得合計額	医療分	子ども・子育て支援分
基礎控除額43万円 を超えない世帯	7.2割 軽減 17,080円	7割 軽減 3,877円
基礎控除額43万円+31万円 ×世帯の被保険者数 を超えない世帯	5割 軽減 30,500円	5割 軽減 6,457円
基礎控除額43万円+57万円 ×世帯の被保険者数 を超えない世帯	2割 軽減 48,800円	2割 軽減 1,032円

お問い合わせ ☎ 沖縄県後期高齢者医療広域連合 098-963-8012 | 西原町役場健康保険課 後期高齢係 098-911-9163

国民健康保険税の保険料率が変わります
～子ども・子育て支援金分が加算され、医療分の税率が下がります～

社会全体で子育てを支援する仕組みとして「子ども・子育て支援金制度」が創設され、令和8年4月から、従来の保険税(医療分・後期高齢者医療支援金分・介護納付金分)に加えて、子ども・子育て支援金分の保険税を合わせて納めていただくこととなります。また、県に納める納付金の減額により医療分の所得割と平等割の税率を引き下げます。

詳細は西原町HPをご覧ください ▶ 

令和8年度西原町国民健康保険税率

	所得割	均等割	18歳以上均等割	平等割
医療分	7.6% (R7年度比△0.4%)	26,900円	—	22,600円 (R7年度比△800円)
支援分	2.80%	9,100円	—	8,100円
介護分	2.30%	9,800円	—	5,700円
子ども分(新規)	0.27% (R7年度比+0.27%)	1,200円 (R7年度比+1,200円)	100円 (R7年度比+100円)	800円 (R7年度比+800円)
計	12.97% (R7年度比△0.13%)	47,000円 (R7年度比+1,200円)	100円 (R7年度比+100円)	37,200円 (R7年度比+0円)

お問い合わせ ☎ 健康保険課 賦課徴収係 098-911-9163

保健だより 禁煙にむけて今日から始める小さな一歩

参考文献
「がんの発生や治療へのたばこの影響」
国立研究開発法人国立がん研究センター

たばこをやめようと思ったこと、ありませんか?

「ずっと吸っているから、やめても意味ないよ」「やめたいけど、なかなかやめられない」そんな方へ!

Q.ずっと吸っているから、今更やめても意味ない?

A.そんなことはありません!禁煙は始めたその時から身体に「いい変化」が現れます!



禁煙 START

20分後
脈拍や血圧が
下がる

12時間後
酸素が全身に
届きやすくなる

2週間~3か月後
心臓や血管の
働きが改善

1~9か月後
せき・息切れが改善し
スタミナが改善

1年後
肺の機能が
改善

数年後
脳卒中やがんの
リスクが低下



Q.意思が弱いからやめられない?

A.それは意思の弱さではなく、たばこに含まれるニコチンの影響なんです。

ニコチンの依存性は強く、麻薬にも匹敵するといわれています。

ニコチンパッチなどの使用や、小さな一歩から始めることをお勧めします!

「禁煙できていたのに、また吸ってしまった...」も前進です!

たばこを減らす期間自体が身体にとっていいことです!禁煙は何度も挑戦をして成功する人がほとんどです。「続かなければまた挑戦したらいい」そんな気持ちで小さな一歩から踏み出してみませんか?

お問い合わせ ☎ 健康保険課 保健予防係 098-911-9163

禁煙に向けての一歩

- まずは1本減らしてみる
- 吸う時間を5分遅らせる
- 朝の1本やめてみる

5月31日は世界禁煙デー!

世界禁煙デーにちなんで6月1日から6月5日まで西原町役場入口でたばこに関するパネル展示を行います。ぜひご覧ください!




西原町認知症安心ガイドをご活用ください

認知症の症状や接し方、どのような支援が受けられるか等の認知症に関する情報をまとめた冊子を作成しました。

「認知症を予防したい」「医療や介護を受けたい」等、その時の状況に合わせて必要な情報を知ることができます。

自分や身近な人が認知症になっても自分らしく生活するためにご活用ください。

認知症安心ガイドは包括支援センターと町役場福祉課の窓口でお渡ししています。西原町公式ホームページからもダウンロード・印刷することができます。

ホームページはこちら ▶ 

お問い合わせ ☎ 西原町地域包括支援センター 098-882-0117 | 福祉課 介護支援係 098-945-4791

認知症カフェ



ゆんたく広場 にしまーる

にしまーるの由来

認知症の方やその家族、地域の方々、専門職等、誰もが気軽に集い、交流や相談ができる場です。「こしはら」と「ゆいまーる」を掛け合わせて作りました。



テーマ 転倒予防は「健康寿命」へのパスポート

住み慣れた自宅やいつもの散歩道。実はそこには、私たちの健康寿命を脅かす「見えない危険」が潜んでいます。転倒は、単なる不注意ではありません。みんなで知恵を出し合い、「どうすれば転ばずに元気に過ごせるか」を一緒に考えましょう。

- 参加無料
- 日時:5月13日(水) 午後2時~午後4時
 - 場所:いいあんべ家 (中央公民館となり)

お問い合わせ ☎ 地域包括支援センター 098-882-0117 | 福祉課 介護支援係 098-945-4791